

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ネットビレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之
(コード番号 2323)
問合せ先 取締役経営戦略室長 木根渕建
(TEL 03 5350 7800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、設立以来現商号にて、インターネット上に仮想村を建設するというアイデアをもとに、企業向けホームページの製作・運営やパッケージゲームソフトの開発・販売など、パソコン向けのデジタルコンテンツとサービスを中心に事業を展開してまいりましたが、昨年度からは、新経営陣のもと「第二の創業」を旗頭に、事業面では実績のある「リモートメール」を軸とした収益機会の拡大と新規事業の立ち上げを推進し、『電子メールサービスプロバイダー』から、「便利」「楽しい」をテーマに、モバイルを軸とした総合的なインターネットコンテンツとサービスを提供する企業への転換を図ってまいりました。

本年度は創立 10 周年を迎える節目の年でもあり、これを契機に新たな企業イメージを確立し、更なる発展を期するため、商号を変更するものであります。(変更案第 1 条)

また、変更に伴う効力発生日を平成 18 年 10 月 1 日と定めるため、新たに附則を設けるものであります。

なお、附則につきましては、効力発生日経過後はこれを削除することといたします。

(2) グループ会社の増加に伴う事業活動の多様化と今後の業容の拡大に備えて、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条)

(3) 周知性の向上及び公告掲載費用の削減を図るため、当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せて電子公告ができない場合の措置を定めるものです。(変更案第 5 条)

(4) 将来における事業規模の拡大に備え、資金調達面での機動性を高めるため、発行可能株式総数を 75,000 株から 85,000 株に拡大するものであります。(変更案第 6 条)

(5) 将来における監査体制の強化に備え、監査役の員数の規定をより実効性のあるものとするため、監査役の員数を 3 名以内から 5 名以内に変更するものであります。(変更案第 23 条)

(6)「会社法」(平成17年法律第86号)並びに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、次のとおり変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に伴い、当社に設置する機関を定めるものであります。
(変更案第4条)

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるものであります。(変更案第7条)

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主に当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、所要の規定を新設するものであります。(変更案第14条)

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに、周知を図るため、代理人の員数を定めるものであります。(変更案第16条)

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、所要の規定を新設するものであります。(変更案第21条第3項)

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(7)その他、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

【 別紙 】

定款一部変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>ネットビレッジ株式会社</u>と称し、英文では、<u>NetVillage Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (第 1 号から第40号まで記載省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 41 . 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載</u>してする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>75,000株</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社fonfun</u>と称し、英文では、<u>fonfun corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (第 1 号から第40号まで現行どおり) 41 . <u>インターネットのホームページの企画および立案</u> 42 . <u>電子商取引 (インターネット等による商品の販売)</u> 43 . <u>通信機器の企画、開発および販売</u> 44 . <u>映像、音響に関わる企画および立案</u> 45 . <u>金融業</u> 46 . <u>労働者派遣事業</u> 47 . 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>85,000株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 — 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 — 当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式及び端株の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 — 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類、株主(実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、端株の買取請求の取扱い、その他株式および端株に関する手続ならびに手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) 端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(第12条へ移設)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者及び議長) 第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議要件) 第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 — <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもってする。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第15条 当会社に取締役10名以内を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第16条 取締役は株主総会において選任する。</u></p> <p>— <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>— <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>— <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第18条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>— <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>— <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p><u>第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>— 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>4 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬) 第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数) 第21条 当会社に監査役3名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第23条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>
<p>(選任) 第22条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>— 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(選任方法) 第24条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期) 第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>— 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期) 第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>
<p>(常勤監査役) 第24条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p>	<p>(常勤の監査役) 第26条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会) 第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>— 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬) 第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度) 第27条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p> <p>(利 益 配 当) 第28条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</p> <p>(中 間 配 当) 第29条 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配 当 金 等 の 除 斥 期 間) 第30条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度) 第29条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰 余 金 の 配 当) 第30条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中 間 配 当) 第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して中間配当を行うことができる。</p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間) 第32条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 本定款第 1 条の変更は、平成18年10月1日より効力を生ずる。なお、本条は効力発生日経過後これを削除する。</p>